

セブンデイズプラザしづや

人生100年時代に備える！

つみたてNISA & iDeCo個別相談会

各日 先着4組さま
参加費無料

日時

2021年 7月10日(土)・11日(日)

8月 7日(土)・ 8日(日) / 10月 9日(土)・10日(日)

各日 ① 10:00～ ② 13:00～ ③ 14:30～ ④ 16:00～

※各回1時間程度を予定しております。

内容

「老後資金は2000万円必要って話は本当？」「何か始めたいとは思っているけれど…」
「NISAやiDeCoってなんだか難しそう」など、皆さまの不安や疑問にお答えします！
人生100年時代を楽しく暮らすために気になるお金のこと、一緒に考えてみませんか？

会場

りそな銀行 セブンデイズプラザしづや (アクセス:JR渋谷駅(東口)徒歩2分)

ご予約は、店頭・お電話・ホームページで！

TEL : 03-3498-6010 りそな銀行セブンデイズプラザしづや

(営業時間 平日:11:00～19:00 土日祝日:10:00～12:00,13:00～18:00 (12:00～13:00は休業いたします) ※年末年始・ゴールデンウィークを除く。)

東京都渋谷区渋谷2丁目20番11号(りそな銀行渋谷支店10F)

HP : 「セブンデイズプラザ」で検索 または右のQRコードから

※当プラザは、現金のお取扱い等の一般の銀行業務は行っておりません。

※ご案内は予約優先となっております。



【相談会に関するご注意事項】

・本案内に記載の相談会では、ご紹介する商品等の勧誘を行うことがございます。生命保険の具体的な商品説明、勧誘を行う場合は、お客さまに法令上のご同意をいただく必要があることをあらかじめご了承ください。

・元本保証のない投資商品には、相場環境等の変動を原因として、損失が生じ、投資元本を割込むおそれがあります。

・お申込時・保有期間・解約時など、商品ごとに所定の費用がかかります。

・投資商品・保険商品は預金ではなく、外貨預金を含め預金保険対象外です。

・商品ごとの手数料・リスク等の詳細については、各商品の「契約締結前交付書面」や「説明書」等を必ずご確認ください。

株式会社りそな銀行 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第3号 加入協会/日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会【個人型確定拠出年金(iDeCo・イデコ)についてのご注意事項】

・税制メリットをお受けいただくには、個人型確定拠出年金制度で定められている条件を満たしていただく必要があります。・掛金は原則として60歳まで引き出すことができません。・個人型確定拠出年金に加入いただくと、原則として途中脱退できません。・加入要件に合致しない等によりお申込みをお受けすることができない場合がございます。・加入される場合には所定の手数料がかかります。・掛金の運用方法については複数の運用商品の中からお客さまご自身で選びいただけます。運用結果によっては掛金元本を下回ることがあります。運用商品の内容については、専用コールセンターや、ホームページでご確認いただけます。・会計、税務、法律面については、公認会計士、税理士、弁護士にご確認ください。

【NISA・つみたてNISAご利用にあたって共通のご注意事項】

・日本にお住まいの20歳以上の個人の方(口座開設年の1月1日時点)が口座を開設できます。

・りそな銀行ではNISA・つみたてNISA口座開設には、投資信託の口座開設が必要です。

・NISA・つみたてNISA口座は全金融機関を通じて、同一年において一人一口座のみの開設となります(金融機関変更をした場合を除く)。金融機関の変更を行い、複数の金融機関にNISA・つみたてNISA口座を開設したことになる場合でも、各年において1つのNISA・つみたてNISA口座でしか購入することができません。

・NISA・つみたてNISA口座内の株式投資信託等を変更後の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年分の非課税投資枠で、すでに株式投資信託等を購入していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。

・りそな銀行でのNISA・つみたてNISA対象商品は株式投資信託のみです。

・NISA・つみたてNISA口座は他の口座との損益通算、損失の繰越控除はできません。

・NISA・つみたてNISA口座には非課税投資枠(年間120万円・つみたてNISAは年間40万円)が設定されており、株式投資信託等を一度売却した場合、その分の非課税投資枠を利用した再投資はできません。NISA・つみたてNISA口座預り分から発生した収益分配金を再投資する場合も非課税枠を利用することとなります。中長期投資のための制度であることから、短期間での売買(乗換え)を前提とした商品には適しません。

・非課税となる投資枠の残額を翌年に繰り越すことはできません。

・投資信託における分配金のうち元本払戻金(特別分配金)は従来より非課税であり、NISA・つみたてNISA口座での制度上のメリットは享受できません。

・つみたてNISA制度とNISA制度は併用できません。どちらかを選択する必要があります。